

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（236）
2. 日時：令和5年6月9日（金）13：30～14：00
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
荒川安全管理調査官、片野管理官補佐、小舞管理官補佐、
島田安全審査官、荒井安全審査専門職、安澤技術参与
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部統括管理室 次長 他1名
大洗研究所 高速実験炉部 次長 他2名
5. 要旨
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、
常陽の使用済燃料の海外移転の際の政府の確認・承認に係る説明があった。
○ヒアリング内容は、自動文字起こし結果を参照。
6. 配布資料
資料なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はいそれでは本日6月9日のヒアリングを始めまして、ちょっとヒアリング、今回ちょっと今までト一セ違うんですけども、原子力委員会のところですね我々の方が一ラ常陽の平和利用について説明をしてきましたんで、
0:00:20	会合の場では特にやりとり終わって何もなかったんですけど、そのあとちょっと追加で問い合わせが来まして
0:00:30	使用済み燃料の処分方法に書いてある政府の確認と政府の承認とはどういう行為かっていうのを問われておまして、政府の確認は、我々も認識してて使用済み燃料の、宗加藤持田氏の分等でちゃんと、
0:00:47	ちょうど可能かっていうのを確認するっていう行為なんで、これは訓練に基づきやるっていうのは、昔軽水炉でもやりましたんでね、ここは認識が合ってるのかなあと思うんですけど。
0:00:57	一方で申請者側から出てきている、この政府の確認を受ける方麻生事象における方ですね、プルトニウムの移転については海外系については、
0:01:07	政府の承認を受けるっていう部分がありまして、ここは、双方認識相違があるといけませんので、まずは申請者側はどういう意図でここを書かれているのかっていうのを少し確認をしたいと思ひましてこの後設けました。
0:01:22	ということで、特に資料があるわけではないんですけどもちょっと見解等を伺えればと思いますのでよろしくをお願いします。
0:01:33	以上すいません、高松です。ちょっと画面に一部出させていただきますけども、あれ文章の方、
0:01:52	今回、何だ。
0:01:55	設置変更の中では、
0:01:58	海岸再処理を行うことに際しては政府の確認を受けると。それから、やられたプルトニウム等々を海外っていう必要とするときには政府の承認を受けるということを書いてます。
0:02:13	当組合今日も10下の方で、海外作業にあたっての政府の確認っていうのは、この場合の政府っていうのは、原子力規制委員会さんというところで、
0:02:26	使用済み燃料の処分の温室関わる確認量子訓令に従って行うというところなんです。一方で最初に言っておられるプルトニウム云々というようなところの政府の承認は、
0:02:40	日本両国向けにしたグループという部分と輸出管理、管理例に基づいて経済産業大臣というふうに認識をしますというところなんです。
0:02:51	というふうに認識をしますということです。ここへちょっとちょっとPDFに切り換えてくれるという、これ出て、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	はい。これは輸出の承認というところで、次の各号のいずれかに該当する輸出する時は、経済産業省令で定める手続きに従い、経済産業大臣の承認を受けなければならないと。
0:03:15	ということでこの中のもう少しずっと下げてもらって、
0:03:20	中に核燃料核原料物質、核燃料物質が入っていると。
0:03:26	いうところが承認というところになります。まず、説明は以上です。はい、ありがとうございます。おおよそそんなところかなあということなんですけども、一つか。
0:03:39	確認確認ってまたすみません一応聞いてよろしいですかね。
0:03:45	お願いします政府の確認のところなんですけど、よく見ると、海外再処理を行う場合には書いてあるんですけどこれ線引引っ張ってるから今回クリアにしたところの一つだとは思ってますけど。
0:03:58	違いましたっけ。もともと答えたんですよ。そっか。これね、軽水炉って。
0:04:06	今もうこの記載ないけど、訓練やるに基づいてやるのは、国内最終も含めてやってるんですよ。なので、海外だけじゃなくって国内、六ヶ所の最終事業所に持っていく。
0:04:18	も含めて、障害から搬出する行為っていうのを、ここでき、確認してるんですけど、JAの場合は今後海外の再処理っていうことだけを考えているのは何かこれは歴史的な経緯とかあるんですか。
0:04:39	すみません。きちっとあれじゃないんですけどももとは自前と言っちゃなんですけど、同じ会社の中での話なのでそこは書いてなかったんじゃないかなと思います。同じ機構の仲田カラー、
0:04:55	事業者としては、そういうことで、特に軽水炉が一原燃再処理施設に渡すのはちょっと意味が違うということですね、東海再処理施設の場合は。
0:05:07	そうですね。ああ、なるほど。確かにそうやればそうかなってところではありますね。今現にもう東海再処理ないから結果これで、何ら問題ないんですけども。
0:05:18	そうなんですわ。すみませんこれちょっとね気になっちゃったから今聞きました。
0:05:22	もう1個、政府の承認は貿易管理でっていうことで書かれていて、ということなんですけど、これ他には何かお考えだったりするんですかね、何かその外国との条約的なものとか何か、そういうのは、
0:05:45	それに付随してあるのかどうかあれですけども、今ここの、ここに数える政府とは何かっていうことに関しては、それぞれここに記載した、ここの、
0:05:57	膿瘍確認については原子力規制委員会で、移転の時の承認を、経済産業大臣と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:05	いうところで考えて今の記載になってると言っこれは申請者側としてはそういう理解だっことですよね。
0:06:12	はいそうです。はい。岡山さんもこれも昔からそういうつもりっことでよろしいですかね。きつと。
0:06:18	そうですね昔から確認承認という形ですね。はい。わかりました。我々もうちょっと中でいろいろと検討して、多分そんなところかなと思っはいて、
0:06:30	ご案内の通り炉規法上は移転に関する承認行為っというのは何も規定がないので、多分貯めては炉規法上の定めはないと。
0:06:42	一方で、運営、外為法から引っ張ってきている公益管理の方だと今説明があっように、使用済み燃料だったり、廃棄物も含めてなんですけど。
0:06:56	工場等に持ち出すっというような場所にトレイトなってるんでまあそうなんだろうなというところでもありますと。
0:07:04	で、我々の方でもうちょっと中で話したのは、その2国間の協定なんかも本当は要るんじゃないのかなあということもあったんですけど、この辺って、
0:07:15	何か認識に違いがあるかどうかってことで少し聞っておきたいんですけどね。どうでしょう。
0:07:29	イトウさんの方からあります。
0:07:35	はい、そうです。実態としては、そういう手続きになっと思っますよいうのは、
0:07:45	許可でお約束してこの事項に対するこれはそうなんですがこのが実現するためには、実際は隣管協定結んでそのあとそれに基づいて、江藤三木さん。
0:07:57	我々自分拠点に住んで、その上でこれに従って停止するっというそういうステップになっと思っます。実態としては、
0:08:07	一定認識ではあります。はい。
0:08:11	何でこう聞ったかっていうことなんですけど、つまり再処理で海外にもつい持ち出す場合であっても、移転してんじゃなくてですよ。1点じゃなくて他に再処理するっという持ち出す場合でも本来的には、
0:08:25	貿易管理での承認があるんですよね。上げ上げる場合じゃなくても、今回そのプルトニウムを移転するっという時は当然持ち出すわけですからそれでいるんだろうと思っんですけどね。両者いるわけで。
0:08:38	何かそうすると、ここだけ何か特別にやるのかなと思ってやっぱりちよい条約的なものも関係するのかなっというのをこっちの中では少し議論はされたんですけどもねいずれ推進側の話ではあるので。
0:08:50	なかなかこう、こっちからああだこうだってことないんですけど、
0:08:55	それで参考になればと思ってちょっとお聞っきたいんですけど、付言。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:01	その使用済み燃料の取り扱いについていろいろ、我々の方よりも検討が進んでるようにも聞いているので、もしこの辺事例等紹介していただけるのであれば、
0:09:12	うれしいなと思ったんですけど可能な範囲でってことなんですけど、
0:09:16	付言ですけどもまず、今回トンネルの実験系でいくと、ふげんの教科書には、まず再処理に関しては海外最初リーについては
0:09:32	各系統政府の確認を行ってるというのは、いる記述はありません。
0:09:37	ざっと読み上げと使用済み燃料国内または原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国との再処理事業者において全量再処理を行うというふうに感じ、それだけ、
0:09:50	まず事実関係として、それから海外移転については記述実績ありません。
0:09:55	ということで、当間福住の通りでというのはふげんは、TOWAに通す最初してもらって、上山君はそのまま移転という情報というか、
0:10:05	いうことを宇井校としているので、変更申請親やって2. できるし、そんなようなことをそういう考えているというのが衛藤でございますけれども、これ言っちゃっていいんだ。
0:10:19	衛藤。
0:10:22	それでテイツーと、
0:10:26	考え方として、当会社の方につきましては先ほど岡沢さんからあった通りで、登記法ではなくて外為法なので、各回とも書いてなくて外為法なので、
0:10:41	同じ当該度に基づく率貿易管理ですけ、それ一日従って、手続きをとるところになります。その上で先ほど私の話しましたけど実際ふげん、
0:10:56	としては、先ほど言ったように鉄管協定があって、2 項関係でちょっといろいろ手続きのあれがあったように、ちょっと言えないんですけど、そこは
0:11:11	技術石棺協定ができてとかっていうのはまだ、やってるところみたいですけども、最終的にはその静観協定ができてそれから衛藤土岐さん同士の、
0:11:22	事業者間の協定ができてそれ聞き取った後、看護師の透磁率関係して、そのような最終的な段取りになるっていう方向で今調整を進めているといったような状況だと思います。
0:11:34	はい、ありがとうございました実務的にはそういうやり方をしているってことなんですけど、ちょっとアラカワですけども、今発言の中で、後で聞こうと思ったところなんですけど。
0:11:47	ふげんの関係で、棒関連の話、書いても書かなくてもって話があったんですけど。
0:11:55	これなんでね、そもそも、
0:11:58	書き込んだ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:00	のかっていうのを、すごい昔だと思うんですけど、何か考え方みたいのが、JAの方で残ってたりはするんですかね。なんで書き込んだのかっていう。
0:12:13	承認を得るっていうね。
0:12:24	ふうんってなっちゃうのか、
0:12:32	そうです。
0:12:34	そうですね猿臂の帕特京都、
0:12:37	出てくるものは、
0:12:40	いいですねはい、わかりました。大体ですね皆さんの見解は、既っけマシンでまずは少なくとも貿易管理に基づく処置はしなきゃいかんっていうのは我々の認識合ってるし、
0:12:53	実務的には2国間の協定もいるんですよっていう話までは聞きましたので、まずはこういったところで、一応双方共通理解されたのかなと思いますので、はい事実確認ができたということで、
0:13:06	ヒアリング自体を超える1回終了、2回ともこれで終了させていただきたいと思えますありがとうございます。
0:13:14	ありがとうございます。
0:13:17	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。